

青森県報

第二千四百五十六号

平成十七年
三月二十三日
(水曜日)

告 示

青森県告示第二百四号

平成九年八月四日青森県告示第五百三十四号（公印の印影を印刷することができる文書）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 第五十五号を第五十八号とし、第四十八号から第五十四号までを三号ずつ繰り下げ、第四十七号の次に次の三号を加える。
- 四十八 高圧ガス製造保安責任者免状
- 四十九 高圧ガス販売主任者免状
- 五十 液化石油ガス設備士免状

青森県告示第二百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年四月二十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

公印の印影を印刷することができる文書の一部改正	（総務学事課）… 一
道路の区域の変更	（道路課）… 一
道路の供用の開始	（同）… 二
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（河川砂防課）… 二
土砂災害警戒区域の指定	（同）… 五
公 告	
大規模小売店舗の変更の届出	（経営振興課）… 五
林業用種苗生産事業者の登録の失効	（林政課）… 六
出先機関	
土地改良区の役員の住所変更	（農林水産事務所）… 七
右 同	（同）… 八

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	鶴泊停車場線	北津軽郡鶴田町大字高蒲川字一本柳二二三の五から北津軽郡鶴田町大字高蒲川字一本柳二二三の五まで	前 六・一〇メートルから 七・〇〇メートルまで	後 六・一〇メートルから 三・四〇メートルまで	三三・七〇メートル	

3		2	
県 道 夏泊公園線			
東津軽郡平内町大字東田沢字小湊越一〇の八五九から 東津軽郡平内町大字東田沢字大沢一一の一まで		東津軽郡平内町大字東田沢字小湊越一〇の二六五から 東津軽郡平内町大字東田沢字横峰六八の三まで	
後	前	後	前
一四・七八メートルから 三〇・三二メートルまで	一三・四六メートルまで	二六・二六メートルまで	七・四五メートルから 四三・五〇メートルまで
四五〇・八五メートル	四四九・二四メートル	四三五・〇〇メートル	四三一・五〇メートル

青森県告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年四月二十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道 鶴泊停車場線	北津軽郡鶴田町大字喜蒲川字一本柳一一三の五 北津軽郡鶴田町大字喜蒲川字一本柳一一三の五まで	平成一七・三・三
県道 夏泊公園線	東津軽郡平内町大字東田沢字小湊越一〇の二六五から 東津軽郡平内町大字東田沢字横峰六八の三まで 東津軽郡平内町大字東田沢字小湊越一〇の八五九から 東津軽郡平内町大字東田沢字大沢一一の一まで	"

青森県告示第百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法

律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第六条第四項及び第八条第四項の規定により公示する。
その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び鰯ヶ沢県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 中村土砂災害警戒区域及び中村土砂災害特別警戒区域
 - 1 指定の区域
西津軽郡鰯ヶ沢町の区域のうち次の図面に示す区域
 - 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
(図面省略)
急傾斜地の崩壊
 - 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり
(図面省略)
- 二 中村二号土砂災害警戒区域及び中村二号土砂災害特別警戒区域
 - 1 指定の区域
西津軽郡鰯ヶ沢町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 三 中村三号土砂災害警戒区域及び中村三号土砂災害特別警戒区域
1 指定の区域
西津軽郡鰺ヶ沢町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 四 中村四号土砂災害警戒区域及び中村四号土砂災害特別警戒区域
1 指定の区域
西津軽郡鰺ヶ沢町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 五 北中村沢土砂災害警戒区域及び北中村沢土砂災害特別警戒区域
1 指定の区域
西津軽郡鰺ヶ沢町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 六 中村沢土砂災害警戒区域及び中村沢土砂災害特別警戒区域
1 指定の区域
西津軽郡鰺ヶ沢町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 七 下岡崎一号土砂災害警戒区域及び下岡崎一号土砂災害特別警戒区域
1 指定の区域
西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

- 八 下岡崎二号土砂災害警戒区域及び下岡崎二号土砂災害特別警戒区域
1 指定の区域
西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

九 下岡崎三号土砂災害警戒区域及び下岡崎三号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十 小福浦一号土砂災害警戒区域及び小福浦一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十一 小福浦二号土砂災害警戒区域及び小福浦二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十二 小福浦三号土砂災害警戒区域及び小福浦三号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十三 南大間沢土砂災害警戒区域及び南大間沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十四 中岡崎沢土砂災害警戒区域及び中岡崎沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)



青森県告示第二百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び鯉ヶ沢県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 南中村沢土砂災害警戒区域
 - 1 指定の区域
 - 西津軽郡鯉ヶ沢町の区域のうち次の図面に示す区域
(図面省略)
 - 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 二 北大間沢土砂災害警戒区域
 - 1 指定の区域
 - 西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域
(図面省略)
 - 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 三 船沢川土砂災害警戒区域
 - 1 指定の区域
 - 西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域
(図面省略)
 - 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 四 横磯川土砂災害警戒区域
 - 1 指定の区域
 - 西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域
(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

五 上岡崎川土砂災害警戒区域

- 1 指定の区域
 - 西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域
(図面省略)
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

六 小福浦川土砂災害警戒区域

- 1 指定の区域
 - 西津軽郡深浦町の区域のうち次の図面に示す区域
(図面省略)
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン下田ショッピングセンター
上北郡下田町字中野平四〇の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
下田タウン株式会社

上北郡下田町字中下田一三五の二
代表取締役 横田稔弘

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	年月日更
株式会社パセリ菜 上北郡下田町字向山二の五五〇 代表取締役 小泉忠男	株式会社パセリ菜 上北郡下田町字向山二の五五〇 代表取締役 松尾明	平成 一六・三・二五
株式会社ニューステップ 東京都中央区新川一丁目二二の二 代表取締役 高田寛司	株式会社ニューステップ 東京都中央区新川一丁目二二の二 代表取締役 岩田愛一郎	一六・二・三
株式会社御菓子のみやきん 上北郡七戸町字七戸三二九の一 代表取締役 宮沢公生	削除	一七・二・二〇
株式会社ユニテッド・フレグラ ンス・オブ・インターナショナル 弘前市大字表町二の二一弘前駅 ビル三階 代表取締役 佐藤泰	株式会社ユニテッド・フレグラ ンス・オブ・インターナショナル 弘前市大字城東中央三丁目三の三 代表取締役 佐藤泰	一六・二・三
株式会社錦 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目 四五の九クワヤビル四階 代表取締役 竹内義典	株式会社錦 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目 四五の九クワヤビル四階 代表取締役 西尾遼一	一六・二・三
杉田榮徹 つがる市木造有楽町四二の三	株式会社夢や 香川県高松市朝日新町一七の二〇 代表取締役 高杉弘美	一七・二・三
株式会社ジェイテックス 東京都目黒区東山一丁目六の五 中目黒杉田ビル四階 代表取締役 笠原造	株式会社ジェイテックス 東京都目黒区中目黒一丁目八の一 代表取締役 笠原造	一六・二・五
届出年月日 平成十七年三月十四日	株式会社キャビン 東京都渋谷区代々木四丁目六二の 一七 代表取締役 平明暁	一七・三・三

五 届出書の縦覧
1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び下田町役場

2 期間

平成十七年三月二十三日から同年七月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、下田町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年七月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

林業用種苗生産事業者の登録の失効

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十七年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川内町土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年三月二十三日

下北地方農林水産事務所長 原 口 健 二

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理 事	福永 忠雄	旧住所 下北郡川内町大字川内字休所四二の二六一 新住所 むつ市川内町休所四二の二六一	平成 一七・三・二四
"	坪田智十司	旧住所 下北郡川内町大字川内字榎木一七二の二 新住所 むつ市川内町榎木一七二の二	"
"	仙台 金義	旧住所 下北郡川内町大字川内字川内三九九 新住所 むつ市川内町川内三九九	"

登録 号 録	登録 年 月 日	生 産 事 業 者	生 産 事 業 の 内 容	事 業 所	失 効 年 月 日
一〇一	昭和六・三・一九	川村 与志雄	採 取 精 選	川 村 苗 圃	平成一七・三・八
		氏名又は名称	種 穂	名 称	
		住 所	苗 木	所 在 地	
		上北郡六戸町大字下吉田 字沼田一六五	幼 苗 の 育 成	上北郡六戸町大字下吉田	
			幼 苗 以 外 の 木 育 成		

"	監 事	"	"	"	"	"
田中勝太郎	板井 忠強	赤松 功	徳田兼太郎	板井 綱義	野里 岩雄	工藤 直義
旧住所 下北郡川内町大字川内字中畑三二の四 新住所 むつ市川内町中畑三一の四	旧住所 下北郡川内町大字川内字上小倉平一〇〇 新住所 むつ市川内町上小倉平一〇〇	旧住所 下北郡川内町大字松川字稲沢一六の一 新住所 むつ市川内町松川稲沢一六の一	旧住所 下北郡川内町大字川内字前田六六の四 新住所 むつ市川内町前田六六の四	旧住所 下北郡川内町大字川内字上小倉平一〇一 新住所 むつ市川内町上小倉平一〇一	旧住所 下北郡川内町大字川内字下小倉平一二の二 新住所 むつ市川内町下小倉平一二の二	旧住所 下北郡川内町大字蛸崎字蛸崎八三 新住所 むつ市川内町蛸崎八三
"	"	"	"	"	"	"

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理 事	池 田 正 利	旧住所 下北郡大畑町大字大畑字二枚橋二二 新住所 むつ市大畑町二枚橋二二	平成 一七・三・二四
"	赤 坂 直 良	旧住所 下北郡大畑町大字大畑字本町八〇の七 新住所 むつ市大畑町本町八〇の七	"
"	柏 谷 均	旧住所 下北郡大畑町大字大畑字小目名村二〇の一 新住所 むつ市大畑町小目名村二〇の一	"
"	武 藤 直 人	旧住所 下北郡大畑町大字正津川字正津川一八 新住所 むつ市大畑町正津川一八	"
"	毛 馬 内 光 雄	旧住所 下北郡大畑町大字大畑字本町二五〇の四 新住所 むつ市大畑町本町二五〇の四	"

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大畑土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年三月二十三日

下北地方農林水産事務所長 原 口 健 二

"	板 井 磯 美	旧住所 下北郡川内町大字川内字中畑二七の一 新住所 むつ市川内町中畑二七の一	"
---	------------------	---	---

土地改良区の役員住所変更

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭

"	監 事	"	"
久 保 田 昌 司	松 野 毅	月 館 俊 彦	中 居 伸 作
旧住所 下北郡大畑町大字大畑字松ノ木道八の二 新住所 むつ市大畑町松ノ木道八の二	旧住所 下北郡大畑町大字正津川字平二六 新住所 むつ市大畑町正津川平二六	旧住所 下北郡大畑町大字正津川字平一一四の六 新住所 むつ市大畑町正津川平一一四の六	旧住所 下北郡大畑町大字大畑字松ノ木道八の二 新住所 むつ市大畑町松ノ木道八の二
"	"	"	"